

一般社団法人工業製品製造技能人材機構(JAIM) 賛助会員向け

育成就労外国人受入事業所手続マニュアル

2026年7月24日

【御注意ください】

本マニュアルは、すでにJAIM賛助会員として入会している事業所様向けの内容となっております。
新規入会を希望される事業所様は、「[入会手続マニュアル](#)」を御参照ください。

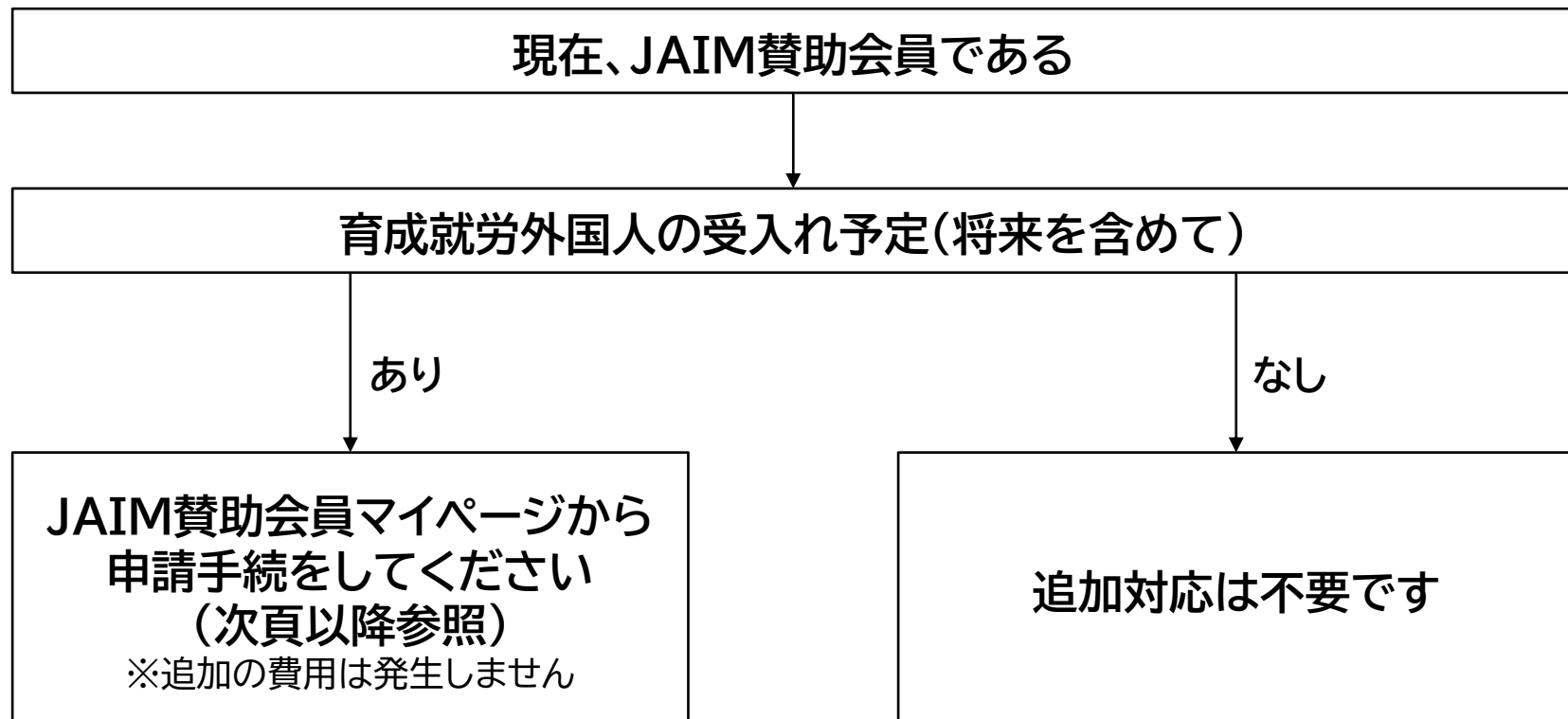
目 次

1. 手続の要否確認	・・・P.2
2. 育成就労外国人受入事業所手続の流れ	・・・P.3
3. よくある御質問	・・・P.9
4. お問い合わせ先	・・・P.12

1. 手続の要否確認

- 現在賛助会員となっている事業所が育成就労外国人を受け入れる場合は、本手続を行う必要があります。
- 貴事業所の予定・意向に則り、以下のいずれに該当するか確認してください。
- 育成就労受入れに係る手続は通年受け付けています。(ただし、一部の産業分類においては追加書類の提出が必要となり、審査に時間を要することがあります。)

確認用フローチャート



2. JAIM賛助会員向け 育成就労外国人受入事業所手続の流れ（1/5）

【注意事項】

『育成就労外国人 受入事業所手続』を行う際は、その他の登録情報（法人情報等）の変更は行わないようにしてください。

※ その他の登録情報を変更希望の方は、マイページ内の「登録情報変更」ボタンから変更手続を行ってください。ただし、『育成就労外国人 受入事業所手続』と同時に受付できませんので御留意ください。

1. [JAIMマイページ](#)へログインし、**育成就労外国人 受入事業所手続** ボタンを押してください。

次に手続に関する案内が表示されますので、内容を確認のうえ **育成就労制度を申請** ボタンを押して申請画面へ進んでください。

育成就労外国人 受入事業所手続

賛助会員のうち、令和9年4月1日以降、育成就労外国人の受入れを希望する事業所は以下のボタンから手続をしてください。

※ 賛助会員は本手続を行うことで、工業製品製造業分野において育成就労外国人の受入可能な事業所となります。

※ 会員区分に関する説明は[こちら](#)を参照してください。

[手続マニュアル](#) や [手続動画](#) もご確認ください。

①

育成就労外国人 受入事業所手続

次のページで、活用する制度を尋ねます。

- 次のページの「活用する制度」にて、「育成就労制度」にチェックを入れ、ページ下部の「次へ」ボタンを押して進んでください。
※ 「特定技能制度」はすでに選択された状態になっていますので変えないでください
- 「活用する制度」以外の貴事業所の登録情報の変更申請はこのボタンからはできません。
育成就労外国人の受入事業所手続が完了した後に、改めてマイページから変更申請をしてください。
- なお、申請にあたり、工業製品製造業共通行動規範をご確認ください。下記の「育成就労制度を申請」ボタンから申請することで、特定技能外国人及び育成就労外国人の適切かつ円滑な受入れの実現に向けた工業製品製造業共通行動規範を遵守することを誓約したものとみなします。

②

育成就労制度を申請

2. JAİM賛助会員向け 育成就労外国人受入事業所手続の流れ（2/5）

2. 申請画面① 制度選択・法人情報入力ページ

冒頭の「活用する制度」欄で、「**育成就労制度**」へチェック☑を入れてください。

チェックを入れたらそのまま画面最下部までスクロールし、『次へ』を押してください。

※「**特定技能制度**」については、予めチェックが入った状態になっています。こちらは**チェックを外さない**ようお願いいたします。

万が一「特定技能制度」のチェックを外した場合、会員区分が育成就労会員に切り替わり、『工業製品製造業分野 特定技能外国人受入可能事業所名簿』から削除される可能性があります。

The screenshot shows the application screen ① with a progress bar at the top indicating steps 1 through 7. Step 1 is highlighted. Below the progress bar, there is a section titled 「活用する制度」 (System to be utilized). Under this section, there are two checkboxes: 「特定技能制度」 (Specified Skills System) and 「育成就労制度」 (Training and Employment System). The 「特定技能制度」 checkbox is checked, and the 「育成就労制度」 checkbox is also checked. There are three red dashed boxes with arrows pointing to the checkboxes and the next button. The first box points to the 「育成就労制度」 checkbox with the text 「① 「育成就労制度」にチェックを入れてください」 (Please check the 「育成就労制度」). The second box points to the 「次へ」 (Next) button with the text 「② そのまま画面最下部までスクロールし、『次へ』を押してください 申請画面②は自動的にスキップされ、申請画面③へ進みます」 (Scroll to the bottom of the screen and press 「次へ」. Application screen ② will be automatically skipped, and you will proceed to application screen ③). The third box points to the 「特定技能制度」 checkbox with the text 「【注意】 「特定技能制度」のチェックは外さないでください」 (【Note】 Do not uncheck the 「特定技能制度」). At the bottom right, there are two buttons: 「戻る」 (Back) and 「次へ」 (Next). The 「次へ」 button is highlighted with a red dashed box.

① 「育成就労制度」にチェックを入れてください

② そのまま画面最下部までスクロールし、『次へ』を押してください
申請画面②は自動的にスキップされ、申請画面③へ進みます

【注意】
「活用する制度」以外の欄は**変更しない**でください

【注意】
「特定技能制度」のチェックは**外さない**でください

2. JAIM賛助会員向け 育成就労外国人受入事業所手続の流れ（3/5）

3. 申請画面③ 賛助会員／育成就労会員情報・誓約書情報入力ページ

以下について、それぞれ確認してください。

- 各種規程類
- 外国人育成就労機構への情報提供の同意

各種規程類は、**最後まで読み終わると、□にチェック✓を入れられるようになります。**
全ての確認が完了したら『次へ』を押してください。



① 最後までスクロールして内容を確認してください

賛助会員入退会規程 改定

下記の規程を最後までご確認のうえ、チェックボックスにチェックを入れてください。

(改廃)
第10条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附 則
この規程は、令和8年6月18日から適用する。

改定履歴

版数	発行年月日	改定内容
1	令和7年6月18日	初版

賛助会員入退会規程 改定

☒ 賛助会員入会手続にあたり、賛助会員入退会規程を確認しました

外国人育成就労機構への情報提供の同意

☒ 育成就労の受け入れにあたり、本申請内容を外国人育成就労機構へ情報提供することに同意します。

戻る 次へ

② 全ての内容を確認し、
それぞれにチェック
を入れてください

③ 全ての確認が完了したら『次へ』を
押してください
申請画面④⑤は自動的にスキップ
され、申請画面⑥へ進みます

2. JAİM賛助会員向け 育成就労外国人受入事業所手続の流れ（4/5）

4. 申請画面⑥ 入力情報確認ページ

申請内容を確認し、問題なければ最下部の「申請」ボタンを押してください。

① 「活用する制度」に
・特定技能制度
・育成就労制度
の両方が記載されていることを御確認ください

② 画面最下部までスクロールし、『申請する』を押してください

2. JAIM賛助会員向け 育成就労外国人受入事業所手続の流れ（5/5）

5. これで手続完了です。

事務局での申請内容確認・承認まで、2週間ほど要します。
確認が完了しましたら登録のメールアドレスへ連絡しますので、それまでお待ちください。

1 制度選択・法人情報入力 ▶ 2 特定産業分野情報・登録支援機関情報入力 ▶ 3 賛助会員／育成就労会員情報・誓約書情報入力 ▶

4 年会費等の確認 ▶ 5 年会費等振替情報入力 ▶ 6 入力情報確認 ▶ 7 送信完了

申請を受け付けました

ご登録いただいたメールアドレスに申請内容を送信しました。
10分程度待ってもメールが届かない場合は、迷惑メールフォルダなどを御確認の上、一般社団法人工業製品製造技能人材機構（JAIM）運営事務局（jimukyoku-jaim@jaim-skill.or.jp）までお知らせください。

なお、以下のいずれかの産業分類に該当する事業所が育成就労制度を活用する場合、事務局にて申請内容を確認後、追加書類提出等に関する対応依頼のメールを送信します。
当該メールへ必要書類の添付等を行い、返信してください。

- 19 - ゴム製品製造業
- 2465 - 金属熱処理業
- 3299 - 他に分類されないその他の製造業（RPF製造業及び人体保護具製造業に限る。）

6. 事務局での確認が完了すると、 「工業製品製造業分野 育成就労外国人受入可能事業所名簿」へ掲載されます。 JAIMポータルサイトの[名簿掲載ページ](#)から御確認ください。

育成就労制度において上乗せ要件が課される産業分類

現在JAIMに登録している産業分類が下記いずれかに該当する事業所は、
育成就労制度の利用にあたって上乗せ要件が課され、追加書類の提出が必要になる場合があります。次頁を必ず確認してください。

- 19-ゴム製品製造業
- 2465-金属熱処理業
- 3299-他に分類されないその他の製造業(RPF製造業に限る。)

育成就労制度において上乗せ要件が課される産業分類

以下のいずれかの産業分類に該当する事業所が育成就労制度を活用する場合は、**上乗せ要件が課され、追加書類の提出等が必要になります。**

- 19-ゴム製品製造業
- 2465-金属熱処理業
- 3299-他に分類されないその他の製造業(RPF製造業に限る。)

ただし、上記の産業分類に該当する事業所であっても、**育成就労外国人に従事させる業務や主たる技能の設定により、上乗せ要件が課されない場合があります。**

詳細は[こちら](#)を御参照ください。

実施事項

1. [こちら](#)のページを確認のうえ、必要書類を準備してお待ちください。
2. 貴事業所からの申請内容を確認後、事務局から追加書類提出等に関する対応依頼のメールを送信します。
当該メールへ必要書類の添付等を行い、返信してください。
3. 事務局で書類内容を確認し、不備等がなければ手続完了です。
確認完了後、約1～2週間で「育成就労外国人受入可能事業所名簿」へ掲載されます。
なお、提出書類の不備や追加の依頼事項がある場合は、事務局より再度連絡いたします。

3. よくある御質問 -すでに賛助会員として入会済の事業所向け- (1/3)

Q1 「育成就労外国人 受入事業所手続」は、必ず行う必要がありますか。

A1 育成就労外国人の受入れを行う予定が無い事業所は、手続を行う必要はありません。

Q2 育成就労外国人を受け入れる予定が現時点ではありませんが、将来的に受け入れる可能性があるため、事前に「育成就労外国人 受入事業所手続」を行っても問題ないですか。

A2 問題ありません。
ただし、育成就労制度も利用される場合は、育成就労における各種規程類や「外国人育成就労機構への情報提供に関する同意」について確認していただく必要があります。
また、以下の産業分類では育成就労制度において上乗せ要件が課され、追加書類の提出が必要です。本マニュアルP.8を確認してください。
→19-ゴム製品製造業、2465-金属熱処理業、3299-他に分類されないその他の製造業(RPF製造業に限る。)

Q3 「育成就労外国人 受入事業所手続」を行うと、年会費額が変わりますか。

A3 年会費額は変わりません。また、賛助会員が「育成就労外国人 受入事業所手続」を行っても、追加費用の徴収はございません。

Q4 「外国人育成就労機構への情報提供」とは、どのような目的で、どのような情報を提供するのですか。

A4 外国人育成就労機構から照会が入った場合等において、必要に応じて申請内容の情報提供を行う可能性があります。申請を行ったからといって、必ずしも事業所の申請内容を外国人育成就労機構へ提供するものではありません。

3. よくある御質問 -すでに賛助会員として入会済の事業所向け- (2/3)

Q5 「育成就労外国人 受入事業所手続」と同時に、他の登録情報を変更することはできますか。

A5 「育成就労外国人 受入事業所手続」と、その他の登録情報(法人情報等)変更は同時に行わないようにお願いいたします。
「育成就労外国人 受入事業所手続」および登録情報の更新/変更の両方を希望する場合、どちらかの手続を先に行い、事務局での確認・承認完了後に改めてもう一方の手続を行ってください。なお、登録情報の変更申請は、マイページ内の「登録情報変更」ボタンから行うことができます。

Q6 育成就労のみに上乗せ要件が課される産業分類で申請します。上乗せ要件に関する書類の準備ができたので、事務局からの連絡を待たずに相談窓口へメールで送ってもよいですか。

A6 まずは事務局からの連絡をお待ちください。
申請から2週間以上経過しても連絡が来ない場合は、相談窓口(P.12)へ御連絡いただけますと幸いです。

Q7 特定技能制度において上乗せ要件が課される11-繊維工業、15-印刷・同関連業、484-こん包業で入会済の場合、育成就労外国人受入事業所手続を行う際に改めて上乗せ要件用の書類を提出する必要がありますか。

A7 再提出の必要はありません。
ただし、提出済書類の内容に変更等がある場合は、本手続を行う前にマイページの「登録情報変更」ボタンから再提出を行ってください。再提出書類について事務局の確認完了後に本手続を行うようお願いいたします。

3. よくある御質問 -すでに賛助会員として入会済の事業所向け- (3/3)

Q8

賛助会員として入会済の事業所において、特定技能外国人の受入れは行わずに育成就労外国人のみを受け入れることになった場合、年度途中であっても会員区分を育成就労会員へ変更することはできますか。

A8

手続自体はマイページの『登録情報変更』ボタンから行っていただくことが可能です。
(「活用する制度」欄で特定技能制度のチェックを外し、「育成就労制度」のみにチェックを入れて申請してください。)
ただし、会員区分変更が受理され次第、「工業製品製造業分野 特定技能外国人受入可能事業所名簿」から削除され、賛助会員向けサービスの御利用も不可となります。また、お支払済の賛助会員年会費を月額換算で返金することは規程上行っておりませんので、お急ぎでない場合は、次年度更新の時期に会員区分変更を行っていただくことを推奨いたします。
やむを得ず年度途中での変更を行う際は、上記について十分御留意の上でお手続を行ってください。

4. お問い合わせ先

一般社団法人工業製品製造技能人材機構(JAIM) 相談窓口

- 電話番号 0120-777-544
- 対応日時 10時00分～17時30分(土日・祝日・年末年始を除く)
- メールアドレス seizou_soudanmadoguchi@jaim-skill.or.jp

メールでお問合せの際には、必ず以下の項目・内容を御記載ください。

【件名】育成就労外国人受入事業所手続に関する問合せ

【本文】

- ① 申請番号
- ② 企業名
- ③ 住所
- ④ 電話番号
- ⑤ 氏名(ふりがな)
- ⑥ 問合せ内容